

別表（園芸作物サプライチェーン強化計画の認定等に関する取扱要領関係）

強化計画の内容	連携協議会の要件	強化計画認定要件	強化計画の重要な変更
<p>連携協議会およびその構成機関が取り組む生産量及び販売額の増大を図るための取組計画及び園芸生産施設、機械等の整備計画等について最長2カ年分記載するもの。</p>	<p>強化計画を策定する連携協議会は下記の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の中核機関及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められている（または早急に定められる予定である）こと。 ・以下①～③に該当する構成機関を全て含むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①複数地域*の生産組織（生産部会、農業法人等） ②実需者、市場または流通に関わる事業者 ③関係機関（県、農業協同組合、市町村等） <p>※原則として、市町村を一つの地域とする。</p>	<p>強化計画が下記の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸作物サプライチェーンを形成するために、協議会の構成機関等が一体となって行う新たな取組み内容であること。 ・対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年4月策定）」に掲げる重点振興品目であること。 ・計画実施後、強化計画の目標年次（最長3年後*）の生産量及び販売金額（加工品を含まない）が、基準年度と比較して110%以上かつ販売金額については、1,000万円以上の増加となること。 ・強化計画に掲げる目標達成のための実施体制、取組計画が適切なものであること。 ・事業実施期間内の補助対象事業費が概ね1,000万円以上であること。 ・目標年次（最長3年後）の販売数量のうち契約販売の割合が10%以上となること。 <p>※果樹の場合は別途目標年次を定めることが出来るが、その設定根拠を明確にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強化計画の中止または廃止 ・目標年度、成果目標の変更 ・事業実施年度の変更 ・各年度事業経費の30%を超える増減 ・その他、重要な変更と認められるもの（中核機関の変更、取組内容の大幅な変更、事業実施主体の変更等）